

血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業実施要綱

第1 目的

この実施要綱は、血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、エイズの発症に伴う健康の管理に必要な費用の負担を軽減し、もって血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この実施要綱で「血液製剤によるエイズ患者」とは、H I Vが混入した血液凝固因子製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認を受けて製造されたものに限る。）の投与を受けたことにより、H I Vに感染した者であって、エイズを発症している者をいう。
- 2 この実施要綱で「二次・三次感染患者」とは、血液製剤によるH I V感染者を介してH I Vに感染した配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は血液製剤によるH I V感染者若しくはこの者を介してH I Vに感染した配偶者からの出生によりH I Vに感染した子であって、エイズを発症している者をいう。

第3 実施主体

- 1 本事業の実施主体は、公益財団法人友愛福祉財団（以下「友愛」という。）とする。
- 2 友愛は、血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業実施細則（以下「実施細則」という。）で定める発症者健康管理手当の支給の業務を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に委託するものとする。

第4 対象者

本事業の対象者は、血液製剤によるエイズ患者又は二次・三次感染患者のうち平成8年3月29日付けの東京地方裁判所若しくは大阪地方裁判所における和解又はこれらに相当する裁判上の和解が成立した者とする。

第5 H I V感染判定委員会

- 1 エイズを発症しているかどうかその他医学的判定を要する事項に関する判定を行うため、厚生労働省医薬・生活衛生局にH I V感染判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置する。
- 2 判定委員会は、エイズに関する学識経験を有する者10人以内で組織する。
- 3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 4 第2号に定めるもののほか、判定委員会の組織、運営その他判定委員会に関し必要な事項は、厚生労働省医薬・生活衛生局長及び判定委員会が定めるものとする。

第6 実施方法

- 1 第4に規定する者は、実施細則で定めるところにより、発症者健康管理手当の支給を機構に請求することができる。

- 2 機構は発症者健康管理手当の支給の決定をしようとするときは、あらかじめ、請求者がエイズを発症しているかどうかについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長を経由して、判定委員会に判定を求めなければならない。
- 3 判定委員会は、発症者健康管理手当の請求をした者がエイズを発症しているかどうかの判定をするに当たっては、厚生労働省医薬・生活衛生局が取りまとめた基準によらなければならない。

第7 給付等

- 1 発症者健康管理手当は、月を単位として定期的に支給するものとし、その額は、1月につき150,000円とする。
- 2 発症者健康管理手当の支給を受けている者は、実施細則で定めるところにより、病状その他の現況を機構に届け出なければならない。

第8 実施期間

本事業の実施期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第9 秘密保持

本事業を実施するため必要な事務に従事する者は、発症者健康管理手当の支給を請求し、又は発症者健康管理手当の支給を受けている者の氏名、住所、病状その他これらの者の秘密が他に漏れないようにしなければならない。

第10 実施細則に対する委任

第1から第9までに規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、実施細則で定める。

附則

この実施要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日から適用する。

附則

この実施要綱は、平成25年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この実施要綱は、平成27年4月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この実施要綱は、平成28年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式（略）